

和歌山県振興局地域づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、地域の資源や特色を生かした個性豊かで活力ある地域づくりを推進するため、市町村や民間団体等が行う地域づくりの取組に対し、振興局が予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助対象事業、補助期間、補助率及び補助限度額は別表第1のとおりとし、補助対象経費は別表第2のとおりとする。なお、備品購入費は、別表第2の1～4及び6の合計額の1/9を上限に補助対象経費として計上することができる。また、次に掲げる事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 国又は県の他の補助金等の交付を受けている事業
- (2) 施設整備等のハード事業
- (3) 補助対象経費が10万円未満の事業

(交付申請書の添付書類)

第3 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 収支予算書（別記第2号様式）
- (3) 役員等名簿（別記第3号様式）
- (4) 補助金の交付を受けようとする者が、民間団体の場合は、その団体の活動目的、活動内容等を明らかにする書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付条件)

第4 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助対象事業の内容の変更（知事が軽微であると認める変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助対象経費の配分の変更（補助対象経費の額の20パーセント以下の増減を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - エ 交付決定後に役員等の変更があった場合
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければ

ばならない。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(変更の申請)

第5 第4第1号の規定による知事の承認を受けようとするときは、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分の変更の場合にあつては事業変更承認申請書(別記第4号様式)及び変更後の第3に掲げる書類を、補助対象事業の中止又は廃止の場合にあつては事業中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第6 規則第13条に規定する実績報告書には事業実績書(別記第6号様式)及び収支決算書(別記第7号様式)を添付し、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第7 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間又はこれに準ずると認められる期間とする。

(補助金交付決定前着手)

第8 補助金の交付を申請している事業について、申請者が事業の効率的な実施を図るため又は緊急その他やむを得ない事情により当該補助金の交付決定前に当該事業に着手する場合には、あらかじめ補助金交付決定前着手届(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

別表第 1 (第 2 関係)

補助対象者	補助対象事業	補助期間	補助率	補助限度額
1 市町村 2 一部事務組合 3 広域市町村圏協議会 4 広域連合 5 複数市町村等で構成される団体（等には県、民間団体を含む） 6 和歌山県に本拠を持ち県内で活動する団体（市町村や企業、第三セクターが参加している場合も可。）	(1) 地域文化育成事業 (2) 地域資源活用事業 (3) 地域交流事業 (4) U J I ターン促進事業 (5) 地域情報化推進事業 (6) ひとつづくり推進事業 (7) 住民福祉の増進や地域の活性化等地域振興上知事が特に必要と認める事業	補助金の交付決定があった日から当該年度の 3 月 31 日	補助対象経費の 2 分の 1 以内。 ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	予算の範囲内

別表第2（第2関係）

	経費区分	内容例
1	報酬・謝金・旅費・交通費	外部講師及びイベントスタッフへの報酬、謝金、賃金、招へい及び視察に係る旅費、交通費、宿泊費等
2	需用費・原材料費	消耗品費、印刷製本費、食糧費、イベント開催に係る資材費等
3	役務費・使用料・賃借料	通信運搬費、広告料、手数料、保険料、会場使用料、什器レンタル料等
4	委託料	会場設営等委託費、デザイン委託費、イベント運営委託費等
5	備品購入費	事業の実施に直接必要となる最小限度の備品
6	その他	上記以外で特に必要と認められる経費